

## 助成金の内容

区施工かつ建築主等が個人の場合、助成金の交付対象です。

拡幅整備に伴い撤去や移設をした際に、その費用の一部について助成します。

種別	内容	単位	助成金額(円)
塀等の撤去 ※1	ブロック、鉄筋コンクリート等で築造された塀で高さ0.4m以上のもの。	m	6,000
擁壁の撤去 ※1	高さ0.4m以上2m未満	m	14,000
	高さ2m以上	m	27,000
樹木の撤去又は移植※1	幹周り0.3m以上	本	6,800
擁壁の設置 ※2	高さ0.4m以上1.0m未満	m	21,000
	高さ1.0m以上2.0m未満	m	41,000
障害物撤去 ※1	ガス管、水道管、私設街灯及び電波障害防除対策設備等の移設、その他区長が必要と認めるもの	件	当該工事に必要と認める費用の80%の額

※1 撤去・移植・移設で助成金の対象となるものは、道路後退線・隅切り線より道路側にあるもので、協議申請時に存在するものに限りです。

※2 土を留めている高さにより助成額が決まります。

限度額 ① 障害物撤去に係る助成金の交付額の上限は、30万円です。

② 障害物撤去を除く助成金交付合計額の上限は、300万円です。

★塀等の撤去や設置に関しては、次の制度もございます。

生垣造成助成（環境対策課環境推進担当）電話 5744-1365

ブロック塀等改修工事費助成金（防災まちづくり課耐震改修担当）電話 5744-1349